

1. 応募必要書類について

No.	質問内容	回答
1	各種申請書には「印」がないが、法人印は不要か。	申請書には押印は必要ない、支払いが発生する請求書には押印が必要となる。
2	商品開発時の光熱費については、証明のために比較は必要か。（例えば、月の使用量と商品開発時の使用量を比較するための明細等）	対象があることで、精査する際に参考になるが、実際に商品開発で使用したかどうかの証明にはならない。スケジュール表等、その日に実施し、使用したことを示す必要がある。
3	申請は1社で1件か。複数の開発を予定している。	複数の商品開発でも1社1件（最大200万円）の申請。
4	直近3年の決算報告書が無い可能性があるが、その場合はどうしたらよいか。	出せる最大の年数分の決算報告書を提出してもらいたい。
5	定款がないが申し込めるか。	定款がないのは組織ではないので申請不可。
6	何を提出すればよいのか。	ウェブサイトを確認してほしい。
7	別記様式1号の右側にある番号は何か。	文書番号になるが、管理していない場合は不要。
8	沖縄県外にある企業も、対象事業者②「販路を持った企業で、なおかつ、黒糖を使用した商品開発を行企業」に該当するという認識でよいか。	該当するという認識で問題ない。
9	個人事業主は応募可能か。	対象となる事業者は、法務局で商業登記されている必要があるため、登録があれば応募可能。登録がなければ応募できない。
10	対象事業者について、①黒糖を取り扱ったことがない企業②販路を持った企業で、なおかつ黒糖を使用した商品開発を行う企業と記載があったが、①か②のどちらかを満たすことが対象か。もしくは①と②両方を満たす必要があるか。	①か②のいずれかを満たすことが条件。
11	対象事業者は、これまでに黒糖を扱ったことがない事業者のみか。	沖縄黒糖を取り扱ったことがない事業者のみならず、沖縄黒糖を過去に使ったことがある事業者でも、今回新商品を開発するのであれば対象となる。

2. 補助対象について

No.	質問内容	回答
1	商品リニューアルを考えており、使用する黒糖を4島から5島に変更する。リニューアルも対象になるか。	これまで沖縄黒糖を使ったことがなく、輸入黒糖から沖縄黒糖に切り替える場合は、補助対象になるが、沖縄黒糖を使っており、島が増えるだけの場合には、対象にならない。沖縄黒糖を使用したことがあっても、新商品であれば、補助対象になる。
2	原料で使用している黒糖を輸入黒糖から沖縄黒糖に切り替えるものは新商品開発の対象となるか。	パッケージに沖縄黒糖使用などと謳うこと、補助金が終わったら輸入黒糖に戻らないような取組とすることが必要。
3	加工黒糖は対象となるか。	原則対象としない。
4	5年ほど前に発売していたレシピを再度販売する際の再開発費用について、支援の対象になるか。	該当の商品について、沖縄黒糖の含有率を上げていただく等の改良を実施したうえで、継続的に定番商品として販売する場合は対象になる。 商品開発の際の人件費や光熱費は、通常の生産と商品開発での使用分を明確に分けることができる場合は、支援の対象とすることができる。
5	工場のラインを動かす人件費や光熱費は開発支援の対象になるか。	商品開発費用に要した費用を、明確に他と区分できれば対象となるが、その場合は精査が必要。
6	新店舗を開店させるための機械（黒糖蒸し饅頭）は対象になるか。	機器の整備に要した経費は対象にならない。
7	2 テスト販売・販売促進支援 3 見本市・展示商談会等出展支援 これからのイベント販売に参加するものに対してか。 既に参加したもの、参加予定のものに対しても対象になるか。	審査を経て、事業の採択後（基本的には交付決定後）の取り組みが対象になる。
8	県内のきび糖は対象になるか。	対象にならない。
9	製糖工場やさとうきび圃場に行く旅費は商品開発支援の対象となるか。	商品開発支援の知事が必要と認める経費として対象となる。ただし、商品開発に視察が活かされていることを示す必要がある（視察の様子と、視察したどのような内容を、をどのように商品にいかしたのか報告する。）。
10	自社のホテルで催事をする場合、場所代を請求できるか。	糖業農産課までお問合せいただきたい。
11	現時点で販売している商品をリニューアル販売すると対象になるか。	パッケージを変更するのみ等、県産黒糖の使用量に変更が無いのであれば対象にならない。輸入黒糖を沖縄黒糖に変更する等、沖縄黒糖の使用に貢献する開発であれば、良い。
12	黒糖以外の原材料費は対象か。	商品開発支援に要する経費として対象となる。ただし、あまりにバランスが良くない場合は審査員より質問が入る可能性がある。
13	展示会に、自社の他の商品を持っていった場合も、補助対象か。	開発商品と、自社の他の商品にかかった経費を明確に分けることが可能な場合、開発商品にかかる部分を補助対象とすることは可能。
14	商品開発支援の費用に自社の人件費は入るか。	人件費は対象にならない。

2. 補助対象について

No.	質問内容	回答
15	新規開発予定の商品の試作費用や黒糖の費用、パッケージデザイン費用、試しの制作費用、ポツデザイン等は対象になるか。	新規商品であれば、パッケージ費用等も対象となる。既存商品のパッケージ変更は対象とならない。
16	現在レストランで提供している商品を外販できるようにOEM先と商品開発を実施するのは事業対象か。（例：OEMで製造できるよう開発、外販用パッケージ作成、テスト販売の実施、商談会への参加等）	レシピから新しく開発する商品であれば新規需要を生み出すことになるため対象。既存の商品のパッケージ費用やOEM費用は対象にならない。
17	パッケージ等に使用する素材入手の為の渡航費は事業対象か。 （伊江島黒糖を検討しており、伊江島ヘシェフを連れて商品のP Rポイントとなる伊江島黒糖の魅力について取材や撮影に行きたい。）	対象とはなるが、通常の報告書に加えて、視察報告書等の提出が必要。また、報告書内で、どのように視察が活かされたかを詳細に記載いただく必要がある。
18	案内文書に「今まで一度も黒糖を使ったことがない」とあったが、弊社では既に黒糖を原材料として使用したデザートや、黒糖のお菓子、黒糖そのものの取り扱いもある。 今回は新規商品として黒糖を原材料として使用したオリジナル商品、自家製惣菜が対象となる認識で良いか。	これまで、沖縄黒糖の取扱いがある場合も、新規の商品開発を行う場合には対象となる。例えば、パッケージのみの変更で、沖縄黒糖使用の新たな需要を生まないものは対象外となる。
19	自社グループ会社では、生クリームのグラニュー糖や上白糖を沖縄黒糖の微粉に置き換えられないかを検討している。加工された黒糖（微粉）を使用する場合でも支援の対象となるのか。	微粉などに加工されていても、100%沖縄黒糖であれば、対象である。
20	沖縄黒糖の機能性の研究成果を活用した商品作りに現在取り組んでいるが、現在取り組んでいる商品開発案件でも、この補助金の公募に該当するか。	既に着手している場合でも新商品の開発であり、事業実施期間内の取組であれば該当する。本支援の事業実施期間は、9月～2月を予定している。申請書には事業実施期間に行う内容を記載いただく必要がある。
21	黒糖をどの程度使用すれば補助金の対象となるか。	量の指定はなく少量でも可だが、沖縄黒糖を使用した新商品であることが必要。
22	テスト販売とは、どこまでを指すか。	本販売ではなく、売上状況を把握し、再度商品のブラッシュアップをする可能性がある状態を指す。もしテスト販売の状況がよく、そのまま本販売する場合は、補助対象にはならない。
23	販路促進支援については、ECサイトの構築も対象となるのか。	事業期間終了後に本事業と関係のない商品も販売されることが想定されるため、原則として対象外とする。
24	例えば和菓子屋で何らかの商品の一部分に黒糖を使用する場合も対象となるのか。（餡に黒蜜を使うなど）	・過去に沖縄黒糖を使用していない商品を、沖縄黒糖使用に切り替える場合は対象となる。

3. その他

No.	質問内容	回答
1	黒糖の形態はブロックでなくてもいいのか。	ブロックでなくても問題ない。
2	商品開発時の技術指導はどのレベルまで対象か。	指導する分野においての専門家であれば対象となる。
3	販路を持っている事業者の意味を教えてください。	商品開発後に自社で販売可能であれば、販路を持っている事業者に該当する。
4	承認後の交付申請はいつ提出が必要となるのか。	おおよその目安としては承認後2週間以内のご提出。ただ、あくまでも目安のため、実際は変更となる可能性もある。
5	本事業で開発した商品のテスト販売について、微量販売や販売がなくても良いか。 検討している新商品開発について、OEMとの相談の結果、望む形のが難しく、パティスリー厨房工事の関係もあり、自社製造にて進めると今年度内で製造できる量は少なくなりそうである。 仕様書によると、場合によっては市場調査（モニター提供とアンケート）だけで事業予算内での販売が無くても問題ないと読めるが、認識間違いないか。	必須ではない。
6	使用する黒糖の産地指定はあるか。	産地指定はなく、ニーズに合わせて選ぶことが可能。